平成１８年（フ）第１０５７２号
大阪市北区梅田１丁目１番３－Ｂ－200号
破産者　神野産業株式会社
１　期日　平成25年１月17日午前11時30分
２　会議の目的　破産手続廃止に関する意見の聴取、破産管財人の任務終了による計算の報告
平成24年12月14日
大阪地方裁判所第６民事部

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

平成２３年（フ）第２５６６号
福岡市博多区博多駅南２丁目８番35号
破産者　株式会社セイワケース
異議申述期間　平成25年２月12日まで
平成24年12月11日
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第３４１号
福岡市博多区井相田３丁目12番15号
破産者　有限会社オー・ディー・エー
異議申述期間　平成25年２月14日まで
平成24年12月14日
福岡地方裁判所第４民事部

免責申立てに関する破産者審尋期日

平成１６年（モ）第１１５６号
（平成１６年（フ）第１６０号）
長野市大字高田476番地５
破産者　田中佐代子
審尋期日　平成25年２月18日午前10時
平成24年12月14日　長野地方裁判所民事部

復権決定

平成２３年（フ）第５３３号
福岡県遠賀郡岡垣町大字糠塚431番地
破産者　田原ミチ子
１　決定年月日　平成24年12月13日
２　主文　破産者は復権する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第５３４号
福岡県遠賀郡岡垣町大字糠塚431番地
破産者　田原スマ子
１　決定年月日　平成24年12月13日
２　主文　破産者は復権する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

特別清算開始

平成２４年（ヒ）第６０号
横浜市鶴見区生麦３丁目15番22号
清算株式会社　株式会社ラムズコーポレーション
代表清算人　永島　照明
１　決定年月日　平成24年12月13日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（ヒ）第１０１号
和歌山市六十谷180番地の22
清算株式会社　株式会社カネシン
代表清算人　和田　信行
１　決定年月日　平成24年12月13日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
和歌山地方裁判所

特別清算終結

平成２４年（ヒ）第２０７２号
東京都台東区駒形１丁目４番18号
清算株式会社　ミクス株式会社
１　決定年月日　平成24年12月14日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
東京地方裁判所民事第８部

特別清算協定認可

平成２３年（ヒ）第２００４号
東京都豊島区東池袋１丁目27番８号
清算株式会社　パムド・グレース株式会社
代表清算人　持永　光久
１　決定年月日　平成24年12月14日
２　主文　次の協定を認可する。
協定
第１　通則
１　弁済の場所
協定における弁済は、協定債権者が別途指定する銀行口座に振り込む方法により実施する。なお、振込手数料は特別清算会社の負担とする。
２　弁済における端数の切り捨て
弁済において生じる１円未満の端数は切り捨てる。
第２　弁済及び免除
１　各協定債権者は、協定債権のうち、特別清算手続開始決定日以後の利息及び遅延損害金について、本協定認可決定確定日に全額免除する。
２　特別清算会社は、別紙記載の協定債権者に対し、本協定認可決定確定後１ヶ月以内に、換価代金から第３の共益的及び優先債権並びに必要な費用を控除した残額を、各協定債権額に応じて、按分して弁済する。
３　各協定債権者は、前項の規定による弁済を受けたときは、特別清算会社に対し、各協定債権の総額から各弁済額を控除した残額につき、その債務を免除する。
４　第１項の弁済後、特別清算会社に新たな財産が発見されたときは、特別清算会社はこれを速やかに換価し、各協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を、各協定債権額の割合に応じて弁済する。この場合においては、各協定債権者が前項の規定により行った残債務の免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。
第３　共益的及び優先債権
特別清算手続その他清算業務を遂行するために必要な費用等の共益的な債権、国税徴収法またはその例により徴収することができる債権及び裁判所から支払の許可を受けた債権は、随時全額を弁済する。
（別紙省略）
以上
東京地方裁判所民事第８部

更生手続終結

平成１０年（ミ）第１号
函館市宮前町32番18号
更生会社　道南漁業資材株式会社
管財人　柴田　　貢
１　決定年月日　平成24年12月14日
２　主文　本件更生手続を終結する。
３　理由の要旨　更生計画が遂行された。
函館地方裁判所民事部

更生計画変更

平成２０年（ミ）第１１号
東京都港区芝２丁目３番８号
更生会社　りんかい日産建設株式会社
１　決定年月日　平成24年12月13日
２　主文　本件更生計画を変更する。
３　更生計画変更計画の要旨
本件更生計画「第７章　会社の措置」「第８節　資本準備金の減少及び剰余金の処分」の次に、以下の規定を追加する。
第９節　自己株式の取得
会社は、会社更生手続中、裁判所の許可を得て、会社法の規定に従い、発行した自己の株式を取得することができる。
東京地方裁判所民事第８部

監督命令

平成２４年（再）第６号
神戸市中央区加納町４丁目10番21号柏井ビル内
再生債務者　三津田開発株式会社
１　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
２　監督委員　神戸市中央区江戸町98番地１東町・江戸町ビル５階　弁護士法人神戸シティ法律事務所　弁護士　井口　寛司
３　再生債務者が次に掲げる行為をするには、監督委員の同意を得なければならない。ただし、再生計画認可決定があった後は、この限りでない。
⑴　再生債務者が所有又は占有する財産に係る権利の譲渡、担保権の設定、賃貸その他一切の処分（常務に属する取引に関する場合を除く）
⑵　再生債務者の有する債権について譲渡、担保権の設定その他一切の処分（再生債務者による取立てを除く）
⑶　財産の譲受け（商品の仕入れその他常務に属する財産の譲受けを除く）
⑷　貸付け
⑸　金銭の借入れ（手形割引を含む。）及び保証
⑹　債務免除、無償の債務負担行為及び権利の放棄
⑺　別除権の目的である財産の受戻し
平成24年12月14日
神戸地方裁判所第３民事部